

平成24年10月5日

株 主 各 位

愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

**ゼネラルパッカー株式会社**

代表取締役社長 梅 森 輝 信

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年10月24日（水曜日）午後5時25分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年10月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 愛知県北名古屋市宇福寺神明105番地  
当本社南館3階会議室  
(末尾の「株主総会会場のご案内」の略図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第51期（平成23年8月1日から平成24年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役1名選任の件  
第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.general-packer.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 第51期 事業報告

(平成23年8月1日から  
平成24年7月31日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、東日本大震災の影響で停滞していた経済活動が回復しつつあった一方で、欧州各国の財政問題を背景とした海外経済の減速や円高の長期化等により、景気は依然として不透明な状況で推移しました。

包装機械業界におきましても、顧客企業の設備投資需要に改善が見られるとともに、輸出も増加するなど、回復傾向で推移しました。

このような状況のなか、当社は積極的な広告宣伝・販売促進活動と新機種開発活動を推進し、新規顧客と新たなマーケットの開拓、新機種の拡販、海外販売の強化に取り組んでまいりました。

売上高につきましては、下半期の国内需要の落ち込み等に伴い、高価格機種の販売台数が減少したことから、前期に対し249百万円の減収となりました。

一方、受注高につきましては、次期売上予定の案件の受注が好調に推移し、大型案件の受注実績が増加したことから、機械受注高は前期に対して448百万円増加しました。

この結果、当期の売上高は、国内向けの売上が減少したことから、3,687百万円（前期比6.3%減）となりました。また、損益面につきましては、売上高の減少と売上総利益率の低下に伴い、売上総利益は前期より106百万円減少しました。一方で、販売費及び一般管理費は大型展示会費用の発生と研究開発費の増加等に伴い前期より大幅に増加したことから、営業利益は39百万円（前期比82.5%減）、経常利益は28百万円（前期比87.9%減）、当期純利益は7百万円（前期比94.4%減）となりました。

次に製品の売上状況につきましては、前期に新機種として、給袋自動包装機777型と9S型の新機種を完成させましたが、当期におきましても、給袋自動包装機6200型、SKB900型、FP6型を完成させました。

当期は、新機種の販売が寄与したことから、機械合計の販売台数は123台（前期比2台増）となりました。

品目別売上高の概況は次のとおりであります。

給袋自動包装機は、販売台数は増加したものの、平均価格が減少したことから、売上高は1,962百万円（前期比3.9%減）となりました。

製袋自動包装機は、販売台数が減少したことから、売上高は316百万円（前期比22.5%減）となりました。

この結果、機械合計の売上高は2,279百万円（前期比7.0%減）となりました。

また、包装関連機器等は、包装システムの実績が減少したことから、361百万円（前期比31.9%減）となりました。

一方、保守消耗部品その他につきましては、高額な保守案件の実績が増加したことから、売上高は1,047百万円（前期比9.5%増）となりました。

（売上高の内訳）

区 分	第 50 期			第 51 期			増減 金額
	（平成23年7月期）			（平成24年7月期）			
	台 数	金 額	構成比	台 数	金 額	構成比	
給袋自動包装機	111	2,042	51.8	115	1,962	53.2	△80
製袋自動包装機	10	408	10.4	8	316	8.6	△91
機械合計	121	2,450	62.2	123	2,279	61.8	△171
包装関連機器等		530	13.5		361	9.8	△169
保守消耗部品その他		955	24.3		1,047	28.4	91
総 合 計		3,937	100.0		3,687	100.0	△249

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

## 2. 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は2百万円であります。そのうち主なものは、木型の取得であります。

## 3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

#### 4. 対処すべき課題

包装機械業界におきましては、需要業界から多様かつ高度なニーズへの対応がより強く求められています。また、国内外で競争が厳しくなっており、今後さらに海外販売の重要性が高まってくるものと考えられます。

このような状況のもと、当社といたしましては、現在推進中の第3次中期経営計画（平成24年7月期～平成26年7月期）を『次期飛躍に向けた安定成長確立の時期』と位置づけ、基本戦略に掲げた持続的成長に向けて事業領域のさらなる拡大を目指しております。

今後、新規分野と海外市場の開拓を重要課題として、資本業務提携先の株式会社ワイ・イー・データグループとの連携により新規分野開拓のための商品開発と販売促進活動を推進するとともに、海外販売体制の強化に注力してまいります。

また、引き続き内部管理体制の充実化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に取り組み、信頼され支援される企業の実現を目指してまいります。

以上に掲げた事項を中心にして、事業領域のさらなる拡大を図るための各施策を強化し、一層の業績の向上と企業の健全性に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況

区 分	第 48 期	第 49 期	第50期	第51期(当期)
	(平成21年7月期)	(平成22年7月期)	(平成23年7月期)	(平成24年7月期)
売 上 高 (百万円)	3,674	3,682	3,937	3,687
経 常 利 益 (百万円)	144	177	232	28
当 期 純 利 益 (百万円)	82	105	138	7
1株当たり当期純利益 (円)	9.19	11.84	15.83	0.88
総 資 産 (百万円)	4,185	4,196	4,613	4,488
純 資 産 (百万円)	2,799	2,799	2,880	2,830
1株当たり純資産 (円)	311.42	319.04	327.84	318.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算定しております。
2. 第48期は、高価格機種の実績が増加したことから、売上高は前期比2.2%の増収となりました。経常利益は前期比9.1%、当期純利益は前期比14.4%、それぞれ増益となりました。
3. 第49期は、包装システムの実績が増加したことから、売上高は前期比0.2%の増収となりました。経常利益は前期比22.4%、当期純利益は前期比27.6%、それぞれ増益となりました。
4. 第50期は、高価格機種の実績が増加したことから、売上高は前期比6.9%の増収となりました。経常利益は前期比31.3%、当期純利益は前期比31.6%、それぞれ増益となりました。
5. 第51期の状況につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 6. 主要な事業内容（平成24年7月31日現在）

当社の主な事業は、包装機械の製造及び販売であります。主要な機械及び仕様は、次のとおりであります。

### (1) 給袋自動包装機

粉末から固形物まであらゆる充填物（米菓、キャンデー、ビスケット、スナック食品、穀類、豆類、ふりかけ、パン粉、各種海産物、小麦粉、きな粉、だんご粉、うま味調味料、粉末薬品、機械・電気等の部品、その他袋詰可能な物）に対応できます。また、対象物、袋サイズ、袋形態の幅広いニーズに対応するため、多くの機種を有しています。

花かつお、コーヒー、ナッツ類、お茶、ビーフジャーキー、カットチーズ、生パン粉等のガス充填包装対象物とともに不活性ガス封入をすることで、商品の品質保持が可能なガス充填自動包装機もあります。

### (2) 製袋自動包装機

充填物は、給袋自動包装機と同様であります。小袋の高速包装から大袋用包装（精米、業務用スパゲティ、顆粒洗剤、うま味調味料、輸液バック等）までの対応が可能です。包材コストの削減が可能な中量生産向けの機械であります。また、包装システムライン化のための後工程機械との連動に適しています。

### (3) 包装関連機器

幅広い包装ラインの合理化・省力化に対応が可能であり、当社包装機をシステム化するための周辺機器及び他社メーカーの包装関連機器を取扱っています。

## 7. 主要な営業所及び工場（平成24年7月31日現在）

本 社 愛知県北名古屋市長福寺神明65番地  
営業所・工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京営業部	東京都千代田区	本 社 工 場	愛知県北名古屋市長福寺神明65番地

## 8. 使用人の状況（平成24年7月31日現在）

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
123名	4名増	35.4歳	13.1年

(注) 使用人数は、他社からの当社への出向者2名を含みますが、臨時雇用者（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）を除いて算定しております。なお、当期の平均臨時雇用者数は18名であります。

## II. 株式に関する事項（平成24年7月31日現在）

1. 発行可能株式総数 28,000,000株
2. 発行済株式の総数 8,994,000株（自己株式124,733株を含む）
3. 株主数 921名
4. 単元株式数 1,000株
5. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ワイ・イー・データ	1,350,000 <sup>株</sup>	15.22 <sup>%</sup>
ゼネラルパッカー従業員持株会	1,340,000	15.10
原 淳	601,000	6.77
株式会社りそな銀行	392,000	4.41
ゼネラルパッカー取引先持株会	375,000	4.22
高野季久美	364,000	4.10
田中かんな	364,000	4.10
梅森輝信	204,000	2.30
島末孝法	196,000	2.20
滑 達彦	140,000	1.57

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社の役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梅 森 輝 信	
常務取締役	小 関 幸 太 郎	管理部長
取 締 役	工 藤 誠 一	生産部長兼資材部担当
取 締 役	鈴 木 完 繁	営業本部長
取 締 役	池 田 勇 次	技術部担当
取 締 役	牧 野 研 二	開発部長
監 査 役（常勤）	余 川 善 明	
監 査 役	村 橋 泰 志	弁護士 ダイコク電機株式会社 監査役 東陽倉庫株式会社 監査役 中部証券金融株式会社 監査役 株式会社アオキスーパー 監査役 アイサンテクノロジー株式会社 監査役
監 査 役	浅 井 一 郎	あさひ経営 代表パートナー 株式会社エスケアアイ 監査役

- (注) 1. 平成23年10月25日開催の第50期定時株主総会において、取締役役に牧野研二氏が新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役余川善明氏、村橋泰志氏、浅井一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役余川善明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役浅井一郎氏は、金融界及びシンクタンクでの豊富な経験・見識から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役余川善明氏は、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

#### 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役6名 72,732千円

監査役3名 8,450千円（うち社外監査役3名 8,450千円）

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額9,400千円を含んでおります。
2. 上記の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額472千円を含んでおります。
3. 上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

##### ① 監査役 村橋泰志

ダイコク電機株式会社、東陽倉庫株式会社、中部証券金融株式会社、株式会社アオキスーパー、アイサンテクノロジー株式会社、各社の社外監査役を兼務しておりますが、いずれの会社も当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 監査役 浅井一郎

代表パートナーを務めるあさひ経営と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。また、同氏は、株式会社エスケーアイの社外監査役であります。同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

#### (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	余川善明	当期開催の取締役会22回のうち21回に出席し、また監査役会6回のうち6回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	村橋泰志	当期開催の取締役会22回のうち14回に出席し、また監査役会6回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	浅井一郎	当期開催の取締役会22回のうち17回に出席し、また監査役会6回のうち5回に出席し、金融機関及びシンクタンクでの豊富な経験・見識を生かして、幅広い見地からの発言を行っております。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、各社外監査役とも法令が規定する額としております。

#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### 2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 13百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

##### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## V. 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンス体制を確保し誠実かつ透明性の高い企業活動を遂行するため、当社の「コンプライアンス憲章」を基盤として、この憲章の運用マニュアルを冊子にまとめ、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
  - ② 取締役会は、コンプライアンスの推進を徹底するために、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、運用する体制を構築する。
  - ③ 監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題があると認めるときは、取締役会に対して改善策の策定を求める。
  - ④ 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - ⑤ 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を整備するとともに、直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを社内に設置し運用する。
  - ⑥ 会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規程」及び関連規程等を整備し、財務報告に係る内部統制の構築と有効性向上を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」を基本に、社内諸規程及び各マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行うとともに、必要に応じて運用状況の検証及び規程等の見直しを実施する。
  - ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
  - ③ 秘密情報の保護については、「情報セキュリティ規程」を制定して適切な管理の体制及び管理方法を定めるとともに、外部からの不正アクセス防止措置を講じる。
  - ④ 重要文書等については、セキュリティ管理されている保管庫内の耐火書庫に保存する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 「危機管理規程」を基本に、社内諸規程及び各マニュアル等の整備・見直しを図り、適切なリスク管理体制を整備し運用する。
  - ② 経営企画室において、経営活動に潜在するリスクを識別した「企業リスク分類表」を整備し、リスクを網羅的・統括的に管理するとともに、各組織の業務に付随するリスク管理は当該組織が行う。
  - ③ 取締役会は、リスクが顕在化し、当社に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、損失の拡大を防止する体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会で決定した中期経営計画及び年度計画に基づいて、目標達成のために活動し、その達成状況について毎月管理を実施する。
  - ② 「総合組織規程」にて定める業務分掌表・職務権限一覧表に基づき、職務執行を実施するとともに、必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを実施する。
  - ③ 取締役会は毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定の迅速化を図る。
  - ④ 取締役会以外に実務的な経営課題の協議の場として、中期経営計画推進会議及び予算実績委員会を毎月開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化に努める。
- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
  - ② 監査役が取締役会及び社内重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については、監査役に回覧するものとする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、法令・定款、並びに当社の「監査役規程」に定める監査役の職責と権限をよく理解し、同時に監査役監査の重要性を十分認識したうえで監査役監査が有効に行われるための環境整備を行う。
  - ② 代表取締役社長、各取締役、監査法人並びに内部監査室とは、監査役が必要に応じて意見交換及び情報交換等の緊密な連携が図れる体制を整備する。
  - ③ 監査役は必要に応じ、内部監査室、管理部ほか、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じるものとする。
  - ④ 内部監査室は、各事業年度の監査方針・監査計画について監査役と協議をするとともに、内部監査結果を監査役に報告し、監査役監査の参考に資するものとする。

# 貸借対照表

(平成24年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流 動 資 産	3,587,152	流 動 負 債	1,573,882
現金及び預金	1,523,639	支 払 手 形	105,111
受 取 手 形	130,352	買 掛 金	1,075,297
売 掛 金	908,376	未 払 金	28,702
仕 掛 品	437,215	未 払 費 用	41,935
原材料及び貯蔵品	384,023	未 払 法 人 税 等	2,006
前 払 費 用	7,225	前 受 金	84,099
繰 延 税 金 資 産	34,333	預 り 金	13,059
未 収 入 金	161,055	従 業 員 預 り 金	209,198
そ の 他	938	製 品 保 証 引 当 金	11,170
貸 倒 引 当 金	△7	そ の 他	3,299
固 定 資 産	901,262	固 定 負 債	83,865
有 形 固 定 資 産	816,724	退 職 給 付 引 当 金	37,165
建 物	510,451	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	46,700
構 築 物	13,794	負 債 合 計	1,657,748
機 械 及 び 装 置	4,520	<b>純 資 産 の 部</b>	
車 両 運 搬 具	0	株 主 資 本	2,825,670
工 具、器 具 及 び 備 品	7,354	資 本 金	251,577
土 地	280,603	資 本 剩 余 金	282,269
無 形 固 定 資 産	11,365	資 本 準 備 金	282,269
ソ フ ト ウ ェ ア	9,727	利 益 剩 余 金	2,315,090
そ の 他	1,637	利 益 準 備 金	11,000
投 資 そ の 他 の 資 産	73,172	そ の 他 利 益 剩 余 金	2,304,090
投 資 有 価 証 券	19,766	別 途 積 立 金	2,000,000
出 資 金	10	繰 越 利 益 剩 余 金	304,090
繰 延 税 金 資 産	33,564	自 己 株 式	△23,266
そ の 他	19,831	評 価・換 算 差 額 等	3,457
資 産 合 計	4,488,414	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,457
		新 株 予 約 権	1,539
		純 資 産 合 計	2,830,666
		負 債 純 資 産 合 計	4,488,414

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(平成23年8月1日から  
平成24年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,687,519
売 上 原 価	2,750,689
売 上 総 利 益	936,830
販売費及び一般管理費	897,403
営 業 利 益	39,426
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,564
受 取 配 当 金	833
そ の 他 営 業 外 収 益	5,662
8,060	
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,071
支 払 補 償 費	14,688
そ の 他 営 業 外 費 用	2,530
19,290	
経 常 利 益	28,196
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	38
38	
税 引 前 当 期 純 利 益	28,157
法人税、住民税及び事業税	10,976
法 人 税 等 調 整 額	9,381
当 期 純 利 益	7,799

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(平成23年8月1日から  
平成24年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
平成23年8月1日残高	251,577	282,269	-	11,000	2,000,000	367,550
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△70,442
当期純利益						7,799
自己株式の取得						
自己株式の処分			△818			
利益剰余金から資本剰余金への振替額			818			△818
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△63,460
平成24年7月31日残高	251,577	282,269	-	11,000	2,000,000	304,090

	株主資本		評価・換算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計			
平成23年8月1日残高	△43,016	2,869,380	3,572	7,692	2,880,645
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△70,442			△70,442
当期純利益		7,799			7,799
自己株式の取得	△207	△207			△207
自己株式の処分	19,957	19,139			19,139
利益剰余金から資本剰余金への振替額		-			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△114	△6,153	△6,268
事業年度中の変動額合計	19,749	△43,710	△114	△6,153	△49,979
平成24年7月31日残高	△23,266	2,825,670	3,457	1,539	2,830,666

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

#### (1) 仕掛品

個別原価法

#### (2) 原材料

移動平均法

#### (3) 貯蔵品

最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については、定額法)によっております。平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、旧定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、旧定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…8～47年

#### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年7月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

なお、当事業年度末における計上はありません。

### (3) 製品保証引当金

製品の無償保証期間に係るアフターサービス費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっており、退職給付債務の金額は事業年度末自己都合要支給額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）としております。

### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

## 6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 〔重要な会計方針の変更〕

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

### 〔追加情報〕

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

### 〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	752,521千円
2. ファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額	
未収入金	123,747千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	8,994,000	—	—	8,994,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	230,707	1,026	107,000	124,733

(注) 当事業年度の増減の概要

単元未満株式の買取による増加

1,026株

ストック・オプションの権利行使による減少

107,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年10月25日 定時株主総会	普通株式	39,434	4.50	平成23年7月31日	平成23年10月26日
平成24年3月6日 取締役会	普通株式	31,007	3.50	平成24年1月31日	平成24年4月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年10月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31,042	3.50	平成24年7月31日	平成24年10月26日

4. 当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 19,000株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳  
(単位：千円)

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	16,482
退職給付引当金	13,074
製品保証引当金	4,167
たな卸資産有税評価減	30,585
減価償却超過額	4,274
その他	3,254
繰延税金資産合計	<u>71,839</u>

(繰延税金負債)

未収事業税	2,085
その他有価証券評価差額金	<u>1,856</u>
繰延税金負債合計	<u>3,942</u>
繰延税金資産の純額	<u>67,897</u>

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.88%から、平成24年8月1日に開始する事業年度から平成26年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.31%に、平成27年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.94%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は8,606千円減少し、その他有価証券評価差額金は262千円、法人税等調整額は8,869千円それぞれ増加しております。

## 〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

リース取引開始日が平成20年7月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	13,288	10,457	2,831
ソフトウェア	7,535	7,033	502
合計	20,824	17,490	3,334

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2,231千円
1年超	1,365千円
合計	3,596千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3,981千円
減価償却費相当額	3,670千円
支払利息相当額	171千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、銀行等金融機関からの借入による資金調達は行っておりません。資金運用につきましては、新たな事業投資に備え、余資について主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。

なお、デリバティブ取引は、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、ファクタリング方式により譲渡した売上債権等である未収入金は、ファクタリング会社等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、機械受注が予想されるごとに取引先の

信用状況を把握する体制となっております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式につきましては四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金、預り金は、すべて1年以内の支払期日であります。

未払法人税等は、1年以内に納付期日が到来します。

従業員預り金は、固定金利であり金利変動リスクはありません。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,523,639	1,523,639	—
(2) 受取手形	130,352	130,352	—
(3) 売掛金	908,376	908,376	—
(4) 未収入金	161,055	161,055	—
(5) 投資有価証券(注2)	14,266	14,266	—
資 産 計	2,737,690	2,737,690	—
(1) 支払手形	105,111	105,111	—
(2) 買掛金	1,075,297	1,075,297	—
(3) 未払金	28,702	28,702	—
(4) 未払法人税等	2,006	2,006	—
(5) 預り金	13,059	13,059	—
(6) 従業員預り金	209,198	209,198	—
負 債 計	1,433,377	1,433,377	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上場会社の株式であり、時価は取引所の価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金  
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 従業員預り金  
要求払預金であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品  
非上場株式（貸借対照表計上額 5,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

### 〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	318円98銭
2. 1株当たり当期純利益	0円88銭

なお、1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当期純利益	7,799千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	7,799千円
普通株式の期中平均株式数	8,822,682株

### 〔退職給付会計に関する注記〕

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度に加入しております。

上記に加え、総合設立型の全国印刷製本包装機械厚生年金基金に加入しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

#### (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成24年3月31日現在）

年金資産の額	38,063百万円
年金財政計算上の給付債務の額	48,970百万円
差引額	△10,907百万円

#### (2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成24年7月31日現在）

1.47%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高7,507百万円及び繰越不足金3,400百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年の元利均等償却であり、当社は当期の計算書類上、特別掛金6,643千円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

イ. 退職給付債務	△37,165
ロ. 退職給付引当金	△37,165

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

イ. 勤務費用	45,937
ロ. 退職給付費用	45,937

(注) 1. 中小企業退職金共済制度による拠出額17,565千円及び総合設立型厚生年金基金制度による拠出額25,381千円は「イ. 勤務費用」に計上しております。

2. 総合設立型厚生年金基金に対する従業員拠出額は控除しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年 9月10日

ゼネラルパッカー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 誠 一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 裕 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼネラルパッカー株式会社の平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年9月14日

ゼネラルパッカー株式会社	監査役会
常勤社外監査役	余 川 善 明 ㊟
社外監査役	村 橋 泰 郎 ㊟
社外監査役	浅 井 一 郎 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的な配当の継続を基本に業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案しながら成果の配分を実施いたしたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭 総額31,042,435円

なお、中間配当金として3円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり7円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年10月26日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 社外取締役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また広く適任者を得られるよう、社外取締役の責任を会社法で定める範囲で予め限定する契約を締結できる旨を定めるため定款第29条を新設するものであります。

なお、社外取締役の責任限定契約の規定（定款第29条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(社外取締役の責任限定契約)
第29条～第46条 (条文省略)	<p><u>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第30条～第47条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
はま だ かほ ゆき 濱 田 兼 幸 (昭和24年9月20日)	<p>昭和47年3月 ㈱安川電機製作所 (現:㈱安川電機) 入社</p> <p>平成14年6月 同社取締役経営企画室長</p> <p>平成16年6月 ㈱ワイ・イー・データ常務取締役開発企画部長</p> <p>平成17年3月 同社取締役社長 (現任)</p> <p>平成21年1月 ㈱ワイディー・メカトロソリューションズ取締役社長 (現任)</p>	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 濱田兼幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 濱田兼幸氏を社外取締役候補者とした理由は、当社株式を15.01%保有する株式会社ワイ・イー・データの取締役社長を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督することができるためであります。当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与できるものと判断しております。
4. 候補者濱田兼幸氏が選任された場合、第2号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、責任限定契約の締結を予定しております。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	よ がわ よし あき 余 川 善 明 (昭和22年3月26日)	昭和40年4月 名古屋国税局入局 平成14年7月 清水税務署長 平成15年7月 名古屋国税局調査部 調査総括課長 平成16年7月 名古屋国税局総務部 税務相談室長 平成17年7月 浜松西税務署長 平成18年8月 税理士登録 平成21年10月 当社監査役（現任）	7,000株
2	むら はし ひろ し 村 橋 泰 志 (昭和15年4月7日)	昭和44年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会） 平成6年5月 ㈱アオキスーパー監査役（現任） 平成9年6月 中部証券金融㈱監査役（現任） 平成14年6月 ダイコク電機㈱監査役（現任） 平成14年10月 当社監査役（現任） 平成15年6月 東陽倉庫㈱監査役（現任） 平成16年6月 アイサンテクノロジー㈱監査役（現任）	20,000株
3	あさ い いち ろう 浅 井 一 郎 (昭和21年8月2日)	昭和44年4月 ㈱協和銀行（現：㈱りそな銀行）入行 平成4年12月 ㈱あさひ銀総合研究所（現：りそな総合研究所㈱）名古屋支店長 平成15年9月 りそな総合研究所㈱コンサルティング本部 取締役副本部長 平成17年6月 同社取締役常務執行役員 平成19年7月 あさひ経営代表パートナー（現任） 平成20年12月 ㈱エスケアアイ監査役（現任） 平成21年10月 当社監査役（現任）	7,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 余川善明氏、村橋泰志氏及び浅井一郎氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由について

- ①余川善明氏につきましては、税理士としての専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができるためであります。また、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。  
なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- ②村橋泰志氏につきましては、弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができるためであります。また、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断

しております。

なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

- ③ 浅井一郎氏につきましては、金融界及びシンクタンクでの豊富な経験・見識を活かして、幅広い見地から経営全般の監視と有効な助言をしていただくためであります。また、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

- (2) 候補者との責任限定契約について

当社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任額を限定する契約を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低限度額を限度としています。当社と各候補者とは、上記責任限定契約を現在締結しており、本議案をご承認いただいた場合には、当社は各候補者との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、余川善明氏を大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。本議案をご承認いただいた場合には、引き続き余川善明氏を独立役員とする予定であります。

以 上

<メモ欄>

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

## [第51期定時株主総会会場のご案内]

○会 場：愛知県北名古屋市宇福寺神明105番地

当本社南館 3階会議室

○交 通：・名鉄西春駅より車（タクシー）で約10分

（なお、当日会場までの交通機関として、名鉄西春駅東口に  
午前9時30分発の専用マイクロバスを用意しております。）

・名神高速道路一宮インターより車で約5分

### [会場付近略図]

